

## 全九州弓道連盟連合会 規約施行細則

第1条 規約第4条に規定する事業は、次のとおりとする。

(1) 西日本弓道大会

- 1 毎年各県（当分の間沖縄県を除く）輪番に担当地連が主管し、一切の責任（責任とは経費を含む、以下同じ）をもってその運営に当たる。
- 2 全九州弓道連盟連合会（以下、連合会という）会長を大会名誉会長とし、主管地連会長が大会会長となる。
- 3 連合会は予算に定める額を運営費として助成する。
- 4 団体及び男女優勝者には、連合会会長の賞状とトロフィーを授与する。但しトロフィー購入経費は助成金の中から支出する。
- 5 審判委員は地連会長がこれにあたる。旅費（以下、旅費には交通費・宿泊費・日当を含む）は所属地連が負担し、審判委員謝金は運営費とは別に連合会が負担する。
- 6 主管地連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

(2) 九州各県対抗弓道大会

- 1 主催は連合会とし、輪番に担当地連が主管し一切の責任をもってその運営に当たる。
- 2 各地連、教士の部、錬士の部、五段以下の部、各1チームとする。但し、福岡県連は各々2チームとする
- 3 1チームは3名で構成し、男女の別は問わない
- 4 競技方法は以下のとおりとする。
  - 団体戦 一手5立（10射・坐射・競技の要領）で行い、チームの総的中数により順位を決定する。  
各部門3位まで表彰し、メダルを授与する。
  - 個人戦 団体戦における個人の総的中数により、各部門各々3位まで表彰し、メダルを授与する。
- 5 矢渡しは主管地連が担当する。
- 6 連合会は予算に定める額を運営費として負担する。
- 7 審判委員は地連会長がこれにあたる。旅費は所属地連が負担し、審判委員謝金は運営費とは別に連合会が負担する。
- 8 主管地連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

(3) 九州中学生弓道大会

- 1 主催は連合会とし、輪番に担当地連（当分の間沖縄県を除く）が主管し主管地連が一切の責任をもって運営する。
- 2 団体競技

- ①参加校は、前年度男子・女子の優勝校及び各県の男子・女子それぞれ3校以内とする。（主管県は5校以内）
- ②チーム編成は、学校単位で男女各々1校1チームとし、監督1名・選手3名補欠1名とする。
- ③学校単位でチーム編成が出来ない場合は、地域弓道団体やスポーツ少年団などで出場できる。但し、学校、保護者・地連の三者協議を重ね、責任を明確にし、出場選手が在籍する学校長の承認を得ること。

### 3 個人競技

- ①参加者に各県内大会個人2位までの男女各々2名を加える。
- ②個人上位2位までが団体に入っている場合はその選手を含む。

### 4 表彰は

- ①団体は、男子・女子各々3位まで。
- ②個人は、男子・女子各々5位まで。ただし、賞状は3位まで授与。
- ③団体3位まで（補欠選手を含む）、個人5位まで各々メダルを授与する。

### 5 矢渡は、主管地連が担当する。

### 6 連合会は予算に定める額を運営費として負担する。

### 7 審判委員は地連会長がこれにあたる。旅費は各地連が負担し、審判委員謝金は運営費とは別に連合会が負担する。

### 8 主管地連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

## (4) 国民体育大会九州ブロック大会弓道競技

### 1 大会要項に基づき担当地連が主管する。

### 2 競技射数は、近的・遠的共各人4射2回

### 3 種目得点は、最上位8点、以下1点ずつ減じ、8位を1点とする。

### 4 種目別同中の時は競射を行わず、同中チームは、いずれも上位を共有し他を空位とする。なお、その得点は、担当位得点の合計点を均分する。

### 5 種目別得点の合計が同点のときの順位も前項に準ずる。ただし、上位3位までの決定、並びに本国体出場代表決定に関わる場合に限り、近的にて各自2射の競射により順位を決定する。なお同中の場合は各自1射の射詰競射による。

### 6 射場審判委員は地連会長がこれにあたり、的前審判には、原則として主管地連以外の的前審判委員1名以上を入れる。

### 7 近的・遠的の日程順序は、主管地連の定めによる。

### 8 立順は、前年度から引き続きの輪番により決定する。

### 9 選手の練習のため、競技直前の2日間は本射場を提供することを原則とする。ただし、使用時間は主管者の定めによる。

### 10 矢渡は主管地連にて担当する。

### 11 連合会は予算に定める額を運営費として助成する。

### 12 審判委員の旅費は下記による。

- ①地連会長が射場審判委員となる場合、交通費・日当は所属地連の負担と

し、宿泊費は主管地連の負担とする。

②地連会長以外の他県の理事に審判員を委嘱した場合の旅費は、主管地連の負担とする。

- 13 審判委員の謝金は運営費とは別に連合会が負担する。但し審判会議日の謝金は支払わない
- 14 主管地連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

(5) 九州高等学校弓道新人選手権大会

- 1 主管地は九州高体連の計画に併せて協議する。
- 2 主催は連合会とし、主管地高体連が一切の責任をもって運営する。
- 3 連合会は予算に定める額を運営費として負担する。
- 4 主催者として出席する連合会会長の旅費は連合会が負担する。
- 5 主管地高体連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

(6) 全九州弓道選手権大会

- 1 主催は連合会とし、主管地連が一切の責任をもって開催する。
- 2 審判委員長は連合会会長、射場審判委員は各地連会長とし代理は認めない。
- 3 出場資格は、各地連男女各々5名以内とする。
- 4 競技方法は以下のとおりとする。

① 1次予選

- ・ 一手2立(4射)、審査における行射の要領で行う。
- ・ 採点制とする。
- ・ 得点上位15名を決勝進出とする。但し2中以上を条件とする。
- ・ 15名に満たない場合は、満たないままで実施する。
- ・ その他予選順位の裁定については全日本弓道選手権大会の要項による。

② 決勝戦

- ・ 一手3立(6射)、競技における行射の要領(坐射)で行う。
- ・ 的中制とする。
- ・ 同中の場合、優勝決定戦は射詰を行い、順位決定戦は遠近法による。

③ 表彰

- ・ 男女各々上位5位までを表彰する。
- ・ 男女各々上位8名を全日本弓道選手権大会の九州ブロック代表に指名し、認定証を交付する。

- 5 矢渡しは連合会会長が行い、介添えは主管地連が担当する。
- 6 連合会は予算に定める額を運営費として負担する。
- 7 審判委員の旅費は所属地連が負担し、審判委員謝金は運営費とは別に連合会が負担する。
- 8 主管地連は終了後、決算書を連合会事務局に提出する。

(7) 九州地区学校弓道指導者講習会（財団法人全日本弓道連盟「以下、全弓連という」主催）

各地連が輪番で主管する。受講者は中・高等学校のクラブ活動又は部活動担当の教員並びに指導者で、各地連会長が指名する。受講者は各県原則として6名以内とする。受講者は参加料を負担し、講師は、全弓連が中央講師から委嘱する。

(8) 九州地区指導者講習会（全弓連主催）

各地連が輪番で主管する。受講者は、各地連会長が指名する。講師は、全弓連が委嘱する。

(9) 九州地区指導者育成講習会（全弓連主催）

各地連が輪番で主管する。受講者は、各地連会長が指名する。講師は、全弓連が委嘱する。

(10) 講習会（連合会主催）

- 1 四段・五段受有者を対象に講習会を開催する。
- 2 参加者は各地連男女各々3名計6名以内（福岡県は男女各々6名計12名以内）とする。
- 3 日程等詳細については開催要項で別途定める。
- 4 講師は、連合会の中央講師とする。
- 5 運営に要する経費は連合会が負担する。
- 6 受講者の旅費は各自負担する。

(11) 連合審査

- 1 毎年4回、五段受審者を対象に連合審査を行う。
- 2 主管県は、福岡、鹿児島、佐賀・宮崎・長崎・熊本・大分の順で輪番制とする。
- 3 運営については、主管地連に一任する。
- 4 連合会会長が審査委員長となる。
- 5 審査委員は、審査委員長が連合会役員（範士・教士）の中から委嘱する。
- 6 矢渡しは主管地連が担当する。
- 7 受審者が160名を超える場合は、2射場で実施する。審査会場の広狭により1射場4名、2射場で審査することができる。
- 8 受審料は、全九州弓道連盟連合会の収入とし、他は主管地連の収入とする。
- 9 運営費は連合会が負担する。1射場で実施する場合は20万円、2射場で実施する場合は30万円とし、会計報告は必要としない。
- 10 審査における審査委員長及び審査委員の旅費及び謝金は連合会が負担する。
- 11 前日の打合せ会及び会食は行わない。

(12) 地連運営懇談会

- 1 地連運営懇談会は原則として8月、3月に開催し、地連及び連合会の運営に関する意見交換を行う。
- 2 地連運営懇談会の出席者は、原則として地連会長、主管地連の理事、及び事務局長とする。
- 3 8月は、九州中学生弓道大会の前日に主管地で行う。
- 4 3月は、西日本女子弓道大会の前日に主管地で行う。
- 5 主管地連は役員会会場、宿舎等の手配を担当する。
- 6 会議費は連合会が負担する。

第2条 規約第10条に規定する役員会については下記のとおりとする。

- 1 定例役員会は原則として7月、11月、3月に開催し、事業計画、予算、事業報告、決算などの審議を行う。
- 2 7月は、全九州弓道選手権大会の前日に主管地で行う。
- 3 11月は、西日本大会の前日に主管地で行う。
- 4 3月は、都城弓まつり全国弓道大会一般の部の前日に主管地で行う。
- 5 各大会の主管地連は、理事の宿舎及び役員会会場等の手配を担当する。
- 6 会議費は連合会が負担する。

第3条 第8条に定める役員の任期について、役員の交代は4月1日付とする。

また、交代した理事は役員会承認以前であっても、届け出により連合審査の審査委員となることができる。

第4条 規約第12条に規定する分担金の額は、次に示す均等割と実勢割の合計額とし、その納入期限はその年度の5月末日までとする。

- (1) 均等割 予算総額の2分1を均分する。
- (2) 実勢割 その年の3月1日現在における称号者数の比率により、2分の1を按分する。

第5条 役員の旅費について下記のとおりとする。

- (1) 役員会  
理事の旅費は所属地連の負担とし、事務局長の旅費は連合会が負担する。
- (2) 地連運営懇談会  
理事の旅費は所属地連の負担とし、事務局長の旅費は連合会が負担する。

第6条 旅費・謝金の支給額の計算については下記のとおりとする。

- 1 交通費は、鉄道・航空便及び車馬賃等とし、最も経済的路線により計算する。
- 2 鉄道は50km以上に特急グリーン料金を付す。
- 3 航空便は、往復運賃にて計算する。
- 4 車馬賃は、最寄りの駅又は空港より両端に対しそれぞれ均一に1,000円と

する。

- 5 宿泊費は、1日13,000円とする。
- 6 日当は、1日3,000円とする。
- 7 謝金は、連合審査の審査委員、西日本弓道大会、九州各県対抗弓道大会、九州中学生弓道大会、国民体育大会九州ブロック大会、及び全九州弓道選手権大会の審判委員、連合会主催の講習会講師に対し1日5,000円とする。

第7条 役員等の死亡の場合は、次に掲げる範囲において弔慰金を支出することができる。

- (1) 役員 香典5,000円及び供花
- (2) 役員経験者 供花

第8条 連合会行事の主管担当について別表1・別表2に定める。

第9条 その他運営の細部については、必要に応じ役員会の合議により定めるものとする。

附則 制定 昭和47年1月2日

改正 昭和49年6月15日・52年2月3日・53年1月21日・55年1月18日・  
57年1月13日・59年7月7日・

平成1年2月4日・5年3月6日・7年3月4日・7年12月2日・  
10年12月4日・11年11月20日・12年3月4日・12年7月22日・  
12年11月24日・13年3月3日・16年7月31日・16年11月20日・  
17年7月30日・18年3月6日・18年7月29日・19年12月1日・  
21年2月23日・22年11月20日・23年2月26日・24年2月25日・  
26年11月22日

平成28年4月1日（申し合せ事項の取りまとめを統合し、それを廃止する）

平成29年3月25日 一部改正 平成30年3月24日 一部改正

令和元年8月3日 一部改正 令和4年7月30日 一部改正